

平成25年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成25年7月23日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時30分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 中村 立子

委員 中本 賢

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 山田

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 渡部

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

健康教育課担当課長 田宮

学事課長 松永

総務部担当課長 阿部

総務部担当課長 和泉田

指導課長 島田

指導課担当課長 山田

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 15名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 4、報告事項 No. 5、報告事項 No. 6、報告事項 No. 7、報告事項 No. 8 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシー

一を侵害する恐れがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と中村委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第3号（「子宮頸がん予防ワクチン」接種後の副反応調査についての請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第3号読上げー

本日の教育委員会におきましては、この請願の取扱いにつきまして御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御協議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第3号の取扱いにつきましては、今後審議していくこと

ということよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については、10分程度ということでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 平成25年第2回市議会定例会について

【峪委員長】

総務部長お願いいたします。

【総務部長】

それでは「報告事項 No.2 平成25年第2回市議会定例会について」御報告させていただきます。今回の市議会は、6月3日から6月26日まで開催されました。それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の(1)平成25年第2回市議会定例会の提出議案についてを御覧ください。本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、資料に記載しておりますように、議案第78号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第79号「川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第80号「川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第88号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の4議案でございました。いずれの議案も総務委員会に付託され、6月14日に開催されました総務委員会におきまして、審査が行われました。議案第78号及び79号でございますが、いずれも川崎高等学校附属中学校の新設に関し、制定するものでございますので、一括して審査が行われました。委員会の審査では、委員から入学者の決定にあたっての基本的な考え方、入学者の選考業務への対応、インテルティーチ導入についての質疑があり、中高一貫教育校の教育理

念に照らして学ぼうとする意欲や目的意識を重視しながら、総合的かつ公正に選考すること、日程や説明会参加者数を参考に必要となる施設の確保や適切な人員配置を行うこと、インテルティーチは1つの授業法というもので、ICT環境が整えられた本校に先行的に導入し、効果がみえてくれば、全校へ広げていく可能性も考えるなどと答弁いたしました。また、議案第80号は、川崎市高等学校奨学金の見直しにより、制定するものでございまして、委員会の審査では、給付額の減額による奨学金制度の効果への影響、入学支度金の給付時期についてなど質疑があり、今まで審査により給付を受けられなかった生徒が、申請基準等を設けることにより、受給可能となり、奨学金制度の意義や効果は継続すると考えていること、入学支度金は、中学生向けに秋に予約募集を行い、高校入学後に決定し、速やかに支給するなど答弁いたしました。また、議案第88号は児童及び教職員数の増加による小学校給食業務費相当分の見直し等により契約内容の変更をするものでございますが、今後の契約内容の見直しについて質問があり、現在は契約締結時の規模よりも児童数等が大幅に増加し、学校規模が大きくなっているため、小学校給食業務費の見直しについて、協議していきたいと考えていると答弁いたしました。採決の状況でございますが、4議案ともに委員会での審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、本会議におきましても、賛成多数をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、(2)平成25年第2回市議会定例会の答弁についてでございます。はじめに、代表質問でございますが、6月12日・13日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、通学路の安全対策に関するもの、学校施設開放における受益者負担の適正化に関するもの、高等学校奨学金制度に関するもの、いじめ事案に関するもの、学校週6日制に関するもの、中学校給食についてなどございました。具体的な質問及び答弁内容につきましては、資料の1ページから16ページにかけまして、まとめてございますので、のちほど御覧いただきたいと存じます。続きまして、一般質問でございますが、今回は6月21日及び24日から26日の4日間で行なわれ、質問議員50名のうち、19名の議員から27項目の質問がございました。主な内容といたしましては、代表質問に引き続き、通学路の安全確保に関するもの、食物アレルギー対策に関するもの、特別支援教育に関するもの、学校施設整備に関するもの、教員の欠員に関するもの、図書館に関するものなどがございました。なお、教育委員会関係につきましては、一般質問において、自民党の尾作議員から委員長に教育委員会会議に関する質問がございました。資料の32ページをお開きください。質問内容でございますが、質問⑥教育委員会の会議において、市議会報告がなされておりますが、市議会の委員会審査において継続審査扱いになったものなど、教育委員会が過去具体的に審議した形跡がありません。形骸化しているなどの風評を払拭するためにも、教育委員会が独自に審議し、積極的に市長に予算要求することなどについてでございます。委員長からは、教育委員会が合議制の執行機関として、機能を発揮していくため、教育委員が教育委員会会議において常に活発に議論し、適切な意思決定を迅速に行う必要があることから、会議に際して、十分な審議ができるよう、事務

局から案件に係る資料を事前に受けたり、説明を求めていること、教育委員会あての請願や陳情について、これを受理し誠実に処理しており、市議会で議論されたものの内、教育委員会に関係するものについては、事務局から報告を受け、委員からその内容等について質疑が出された場合には、協議していること、教育委員会としては、その意思決定に地域住民の意向を反映していくことは、重要なことであると認識しており、その把握に努めるとともに、教育行政として必要な施策について、十分な審議を行っていきたいと考えていること、今後とも、教育施策の推進にあたっては、法律に基づく市長と教育委員会との意見交換などを行うとともに、教育行政と一般行政との連携を図りながら、よりきめ細やかな教育行政を、積極的に推進してまいりたいと答弁をいただいたところでございます。他の質問及び答弁の具体的内容につきましては、資料の 17 ページから 48 ページにかけて、まとめてございますので、のちほど御覧いただきたいと存じます。以上で、平成 25 年第 2 回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

何か質問等はございますか。それでは、質問がないようですので、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【峪委員長】

総務部長お願いいたします。

【総務部長】

それでは、「報告事項 No.3 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。お手元の資料「平成 25 年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」を御覧いただきたいと存じます。今回は、平成 25 年 6 月 14 日総務委員会での請願・陳情審査の内容及び前回御報告いたしました平成 25 年 4 月 23 日開催の教育委員会定例会以降に提出されました請願、陳情につきまして御報告申し上げますので、2 ページをお開きください。2 ページの請願 44 号「義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」でございしますが、請願者より取り下げ願いが提出され、6 月 20 日の本会議において取り下げが承認されたものでございます。続きまして、請願 58 号「すべての子どもたちにゆきとどいた

教育を求める請願」、その次の陳情 111 号「市立中学校の完全給食実施に関する陳情」、2 つとばしまして、次の 3 ページにまいりまして、請願 65 号「義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」についてでございますが、これら 3 件は、義務教育の充実等を求める内容及び市立中学校の完全給食の実施に関する内容が含まれているため、一括して 6 月 14 日開催の総務委員会にて審査が行われました。請願の趣旨でございますが、義務教育に係る経費負担や人員配置、全日制高等学校への進学率の改善、中学校完全給食の実施を求めるものでございまして、このうち、義務教育に係る経費負担や人員配置を求める部分については、国や県への意見書の提出を求めることを含んでおります。陳情の趣旨は、全ての生徒が温かい昼食を同じように食べられる完全給食の実施、小学校で調理した給食を中学校で喫食させる親子方式の検討や既存校でのモデルケースの実施、家庭からのお弁当と給食が選択できる制度の導入を求めるものでございます。総務委員会では、教育委員会の考え方として、まず、市立中学校の完全給食の実施につきましては、本市の中学校の昼食は、家庭からのお弁当を基本としており、家庭からのお弁当は、思春期を迎える中学生にとって、家族とのコミュニケーションの契機となるほか、中学生の発達段階の特徴から、個人の嗜好や食事量に違いがあること、また、与えられたものを食べるだけではなく、自ら食べるものは自ら判断し、自らの力で選択していく力を養うためにも適切であるという教育的効果も期待できるものと考えていること、その上で、お弁当を持参できないときにも生徒が安心して学校生活を送れるように、本市では、ランチサービス事業を実施していること、なお、小学校のような自校調理方式で学校給食を実施した場合、実施に係る当初経費として、給食室設置のための建築工事費や備品購入費におよそ 65 億円、経常経費としての人件費や燃料費、消耗品費等におよそ 10 億円のランニングコストが必要となり、さらに生徒数が増加している本市の状況からは、給食調理室を設置するためのスペースの問題もあることから、現状では難しいものと考えていること、また、小学校で調理した給食を中学校へ運び喫食させる親子方式につきましては、親校である小学校の児童数も増加している本市において、中学生に対応するためには、小学校の給食調理室増設に伴うスペースの確保や備品等の増設、給食調理員の増員、中学校の受け入れスペースや配送車両の衛生管理等抱える課題も多く、現状では難しいものと考えていることと説明をしたところでございます。

次に、少人数学級の推進につきましては、教育委員会といたしましても、現在、国が進めております「学級編制の標準の引下げ」とそれに伴う「教職員定数の改善」を骨子とする第 8 次定数改善計画の早期策定とその確実な実施を求めていきたいと考えていること、また、少人数学級をはじめ、各学校がその状況に応じて、最適の教育環境を実現できるよう支援していきたいと考えておりますが、現在のところ、35 人学級を一律に導入することにつきましては、定数措置や施設整備等の面で、なお課題があるものと認識していること、次に、川崎市市内中学生の全日制高校進学率の改善につきましては、引き続き、生徒一人ひ

通りの進路希望と適性に応じた進路確保をすることを旨とし、市内中学生への進路保障のため、市立高等学校の定員確保に努めていくこと、また、公私立高等学校協議会等において、公立高等学校全日制の募集定員の適正な確保と配置について、要望をしていきたいと考えていることを説明いたしました。

次に、義務教育費国庫負担制度の見直しに関することにつきましては、制度の見直しに当たっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要全額について、税源移譲による財政措置を求めるとともに、教職員定数等に係る包括的な権限移譲が必要と考えていること、最後に、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、ゆたかな教育環境を整備するための予算を確保・拡充することにつきましては、「義務標準法」の一部改正法に規定された国の学級編制の標準の引下げとそれに伴う財源確保に対する努力義務につきまして、その誠実な履行を大いに期待するところであり、特に、未だ児童生徒数の増加が続く本市にあっては、各学校が直面する課題も多岐にわたり、県費負担教職員の定数改善が強く求められており、また、「かわさき教育プラン」に掲げる「個に応じたきめ細やかな指導の充実」を図るためにも、新たな教職員定数改善計画の早期策定と確実な実施を求めていきたいと考えていると説明をしたところでございます。

委員からは、義務教育の内容充実等に関しまして、他都市における市独自措置での少人数学級実施状況、小学2年生への少人数学級導入時の経過など、全日制高等学校進学率改善への対策などについての質疑があり、少人数学級関連としては、市独自予算では広島市が実施していること、小学2年生での少人数学級が加配対応となり、国から県へは先行実施をしていた部分の加配措置はありませんでしたが、本市においては、県教育委員会の調整により100%までは配当されませんでした。加配措置があったことなどを答弁し、また全日制高等学校進学率関連としては、進学率を向上させるため、神奈川県公私立高等学校協議会において、平成25年度は全日制高等学校の定員目標を定める方式としたことなどの答弁をしました。

また、中学校給食に関連する質疑として、自校方式、センター方式、デリバリー方式、親子方式で給食を実施した場合の費用について、また多くの指定都市で給食を実施しているという全国的な流れのなか、さらには子どもの健全な成長と豊かな食を保障する立場として給食が望ましいと思わないか、中学校給食の導入について、教育委員はどのような協議を行っているのか等の質問がございました。教育委員会としては、積算できる範囲でそれぞれ概算費用をお答えし、親子方式については、小学校のスペースやどこの中学校へ配送するかの問題等があり経費を算出できないこと、中学校の昼食は、家庭からのお弁当が基本であり、それを補完するかたちでランチサービス事業を実施しているので、ランチサービス事業のさらなる改善等と中学校の食育の推進に取り組んでいくこと、現段階では施策の方針を転換する状況にないことから、教育委員会会議において中学校給食の導入の議論に至っていないこと、本日の議論についても教育委員会会議の中で報告し、その中で各

教育委員の意見を伺っていくこと等の答弁をいたしました。請願、陳情の取り扱いといたしまして、請願 58 号及び 65 号につきましては、児童生徒数の動向等もあり議論を深める必要があるとして継続審査となりましたが、義務教育費の財源確保等に関する意見書につきましては、6 月 20 日に議長名にて提出されたところでございます。また陳情 111 号につきましては、教育委員会で協議いただき、その議論を見守るということで継続審査となったところでございます。続きまして、2 ページ目をお開きいただきまして、下段、請願 61 号「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」における子どもが主体の団体使用に対する減免処置に関する請願」及び請願 63 号「学校施設開放における体育館利用時諸経費の受益者負担の適正化」に関して、小学生対象利用団体に対する適用免除・減免の措置に関する請願」についてでございます。請願の趣旨は、学校施設開放における体育館利用時の受益者負担について、子どもたちを対象としたスポーツ活動などについては、適用免除・減免措置などの対応を求める内容でございます。それぞれ 6 月 13 日に総務委員会に付託され、今後、審査が行われる予定でございます。続きまして、3 ページの陳情 118 号「地方公務員法を順守しない勤労課担当課長を忌避する陳情」についてでございます。陳情の趣旨は、地方公務員法を順守しない勤労課担当課長が予備交渉の担当者となることを忌避し、地方公務員法 55 条を順守する教育行政の実施を求める内容でございますが、陳情者より取り下げ願いが提出され、総務委員会付託前の 6 月 24 日に取り下げられたものでございます。以上でございます。

【峪委員長】

御質問等ございますか。

【中村委員】

請願 61 号の中身に関してですけど、わりと最近の委員会で議論した記憶があるんですけど。あ、これは総務委員会に出されたということですね。

【教育長】

はい。これは総務委員会に付託されているものでして、前に委員の皆さんには、施設開放の利用団体ですとか、施設開放の運営委員会に対して、色々意見を伺ったときの、その結果等について御紹介してますので、それではないかと思えますけど。

【中村委員】

そうですね。すみません。

【教育長】

むしろ、事業そのものについてはもちろん、色々御意見いただいています。

【峪委員長】

よろしいですか。それでは他に質問がないようですので、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

7 陳情審議

陳情第1号 中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情について

【峪委員長】

陳情第1号について、審議いたします。はじめに陳情者の陳述を伺いたいと思います。ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。

【陳情者】

ゆきとどいた教育をすすめる川崎市民の会の櫻井悦子と申します。よろしくお願ひいたします。陳情のお願いは、「1、教育委員会の定例会で、中学校給食の実施の是非について議題として取り上げ、真摯な検討をしてください。2、教育委員会の責任で、中学校給食検討委員会を設置し、教職員、保護者、市民からの意見を聞き取り、検討を進めてください。」この2項目について陳情いたします。私たちの署名ですね、皆さんの要望に従って、2月に中学校給食の実現を目指して、14043名の賛同者で市議会に請願58号を提出しました。6月14日に市議会総務委員会での請願の審議が行われました。同委員会に、「市立中学校の完全給食実施に関する陳情がPTA協議会から22376名の賛同で提出されており、一括審議されました。総務委員会の審議の結果、請願58号と陳情111号は継続審議の扱いになりました。その継続審議の意味は、平成23年3月16日の市議会の全会一致での「中学校完全給食の早期実現を求める決議」によって市議会の意見は全会一致ということで明らかであり、教育委員会がその決議を受けて、真摯な討論と検討をするのを待ちたいということでした。そこで私たちは、6月14日の審議では、各委員から、中学校での完全給食を実施すべきであるとの発言があいつぎ、市教委の「お弁当を基本とし、その補完としてランチサービスを実施していく」という現制度維持についての賛成意見はありませんでした。中学校給食を実施すべきかどうかを検討するのは、市議会ではなく、教育委員会の大事な役割だと考えます。教育委員6名のリーダーシップのもとに、川崎市において中学校給食実施が是か非かを検討する場を設置し、早急に検討を開始していただきたいと思っております。私たち市民の立場で発言させていただきますが、中学校給食に関しては、お父さん、お母さん、子どもたち、皆さんの願いです。5月の健康教育課との話し合いの中で、中学

生のお子さんを持つお母さんから出されました。「中学校は部活動で、6時半に家を出ます。中学生を持つ親は、多くの方が仕事をしております。それまでに毎日心のこもったお弁当を作るのは至難の業です。本当に中学校給食を実現してください。」また、私たちがいろいろ駅前やスーパーの前で、給食に関する署名や、先日は参議院選挙のいろんな訴えをしておりましたら、そこにお母さんが飛んできて、「小学生の子を持つ親です。中学校給食を実現していただくように。」と訴えられました。「わかりました。じゃあ今度そういう機会がありましたら、市にお伝えしておきます。」って答えました。それから、先日友人から、東京へ引っ越すと言われました。「働いてる会社の近くへ引っ越すんですか。」と聞くと、「そうです。」と。「それは、職場が近いほうがいいですよ。」と言いました。「でもね、それだけじゃないんです。」って。「川崎は中学校給食がないでしょ。私はね、自校方式の給食がある東京で生まれ、東京で育ちました。給食は当たり前でした。ですからね、川崎も中学校給食をやった方がいいんじゃないんですか。私は東京の渋谷に引っ越します。」って言われました。本当に中学校給食は市民の、お子さんを持つ親の切実なる願いです。ですから、今の状況に緩和した中学校給食を実現していただきたいと思います。それから私も経験があります。娘が中学生の時に、娘の机の中のお弁当が食べられてしまいました。そういう事件が起きました。私はびっくりしましたが、それは、当時、その中学校は荒れていました。だから、満足のいくお弁当を作ってもらえない生徒が、それを食べたんだと思います。ですから、お昼の時に、ゆとりを持って丁寧に作ってもらえる家庭のお母さんのお子さんはいいでしょう。しかし、スーパーのお弁当を詰めたりするようなお弁当を持つお子さんにとってみれば、成長、多感な時、親の収入や条件に関わりなく、よく考えたお弁当を持つお子さんはいいですが、そうではないお子さんにとっては、とてもつらいと思います。それが毎日毎日、月曜日から金曜日まで続くというのは、大変でないでしょうか。そういうためにも、心の安定、心の成長にとっても、お弁当ではなくて、皆さんが本当に同じ気持ちで、同じ体にいい給食を作っていただきたいと思います。お子さん一人ひとり、日本の宝です。心身共に、平等に中学校までにはいい教育環境の下で、教育も給食も受けてあげてほしいと思っております。市長さんの側から、お弁当を作ってあげることで愛情が伝わるんじゃないんですか、っておっしゃられたそうです。でも、小学生だって同じように、朝と夜の食事で十分伝えられると思います。また親子で朝、お弁当を作っては、と、そういう御意見があったそうですが、そんなのは、どの家庭でも一つの台所でお母さんが、朝食と、それを二人で作るなんていうのは、それは無理だと思います。そういうことではなくて、やはり、中学校卒業まで、どのお子さんも安心して良い教育の中身で、昼食が食べられますように、平等に成長していくためにも、是非中学校給食を実現していただきたいと思っております。是非、教育委員の皆様、御検討いただいて、実現の方向にお話が進むことを期待して、私の発言とさせていただきます。あと、細かいことに関しましては、中学校給食のことと、ランチサービスとかいろいろありますけども、それは資料に基づいて、読んでいただきたいと思っておりますが、やはり、「学校給食とは？」

というところで、「児童・生徒の心身の発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」であり、「豊かな人間性をはぐくむ」と思います。給食は食育の大前提とされていると思います。主食とおかずと牛乳がそろった給食の実現を是非、教育委員の皆様をお願いいたしまして、私の意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述が終了いたしました。ただいまの陳述については、本陳情の審議に際しての参考にさせていただきたいと思ひます。それでは、傍聴席にお戻りください。次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【健康教育課担当課長】

それでは、陳情第1号「中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情」につきまして、御説明いたします。はじめに、本市の中学校の昼食について御説明いたします。本市の中学校では、牛乳を提供するミルク給食を実施しております。昼食は、家庭からのお弁当を基本としておりますが、何らかの理由でお弁当を持参できない生徒のために、家庭からのお弁当を補完する制度として、ランチサービス事業を実施しております。このランチサービスは、各学校に業者が弁当を配達する制度でございますが、予め希望する日ごとに、日替わりの4種類のメニューから注文していただき、朝7時30分までであれば当日注文ができるメニューも設定しております。次に、本市のこれまでの中学校の昼食についての検討の経緯についてでございますが、陳情第1号資料、資料の1「中学校ランチサービスの導入の経過」を御覧ください。本市の中学校の昼食のあり方につきましては、平成11年度から2年間をかけて検討を重ね、この一覧表に記載してあります通り、平成13年10月から2校におきまして、デリバリーの試行を開始いたしました。さらに、平成14年10月からは、学校数を3校増やし、5校で平成15年3月まで試行を継続いたしました。試行を進める中で、公平性の観点からすみやかな全校実施と、受益者負担の見直しが課題とされたため、平成15年4月からは、デリバリー方式の一部を見直し、食材の調達を民間事業者が行うことなどとした新デリバリー方式と、さらに献立の作成や弁当箱の調達、予約も業者が行うこととしたランチサービス方式による2通りの方式で試行することにより、全校実施に向け検証を行いました。この2通りのいずれの方式におきましても、家庭から持参する弁当との「選択制」で実施しておりましたが、この2通りの方式によるメリット・デメリットを考慮した結果、民間活力の導入による利点を生かしながら、生徒が安心して楽しく食事ができるように実施していくためには、デリバリー方式よりランチサービス方式がよい方法であると思ひました。これによりランチサービス方式を、平成16年4月から試行の2校に5校を加えて7校でスタートし、平成17年1月には、全ての中学校で実施しております。その後予約方法やメニュー等の改善を図りながら、現在に至っております。この事業の実施にあたりましては、民間事業者の栄養士が、文部科学省の定めている中学

生に必要な食事摂取基準に基づいた献立を中心にメニュー案を作成し、食材についても、主に国産品の使用など、厳しい条件を付けております。その上で、市の栄養士が献立内容、使用する食材の残留農薬や産地、衛生管理などを確認しながら生徒への提供を行っております。

次に、資料の2「平成25年度政令市における中学校給食の状況」を御覧ください。平成25年度の政令市における中学校給食の状況を一覧にしております。まず「給食の形態」といたしまして「完全給食」の欄は、全員喫食の場合と、家庭からの弁当との選択制を導入している場合とを分けて整理をいたしました。今回の調査で、全員喫食している場合は、自校に給食室を設置し調理する自校調理方式や共同調理場で調理し、各学校へ配送するセンター方式で給食を実施している場合が多く、家庭からの弁当との選択制の場合は、民間調理業者に業務を委託するデリバリー方式が多いことがわかりました。次の「ミルク給食」の欄は、本市と同様にミルク給食を実施している学校数でございます。次の「未実施」の欄は、どの形態の給食も実施していない学校数でございます。最後の「給食以外の昼食提供」の欄は、完全給食を実施していない市のうち、本市の「ランチサービス」のように、栄養価等に考慮した弁当を全額保護者負担により、提供している事業を実施している市でございます。なお、神戸市につきましては、平成26年度から、家庭からの弁当との選択制によるデリバリー方式の給食を実施する予定と伺っております。備考欄には各都市の特徴を掲載いたしました。

次に、資料の3「県内市町村の中学校給食の状況」を御覧ください。神奈川県内の市町村における中学校給食の実施状況でございます。神奈川県内の学校数413校のうち全員喫食の完全給食を実施している学校は65校で、家庭からの弁当との選択制で実施している学校は、39校となっております。次にミルク給食を実施しているのは、本市を含め、15市町村、161校となっております。どの形態の給食も実施していないのは、横浜市のみでございます。なお備考欄には、完全給食の実施形態を記載いたしました。

次に、資料の4カラー版の「中学校ランチサービスマニュアル」を御覧ください。これは、ランチサービスを利用する際のマニュアルでございますが、このパンフレットは、毎年4月、新1年生全員に配布しております。続きまして、資料の5は、平成23年3月16日に市議会から出された「中学校完全給食の早期実現を求める決議」でございます。資料の説明は、以上でございます。

陳情における事務局の考え方でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、本市の中学校の昼食は、家庭からのお弁当を基本としております。家庭からのお弁当は、思春期を迎える中学生にとって、家族とのコミュニケーションの契機となるほか、中学生の発達段階の特徴から、個人の嗜好や食事量に違いがあること、また、与えられたものを食べるだけでなく、自ら食べるものは自ら判断し、自らの力で選択していく力を養うためにも適切であるという教育的効果も期待できるものと考えております。その上で、お弁当を持参できないときにも生徒が安心して学校生活を送れるように、本市では、ランチサービ

ス事業を実施しているところでございます。なお、教育委員会では、これまでランチサービス事業の改善に取り組んでおり、中学校給食導入に向けて施策方針を転換する状況にもないことから、教育委員会会議において委員の皆様にご議論していただく状況ではございませんでした。しかしながら、資料5にございます「中学校完全給食の早期実現を求める決議」や6月14日に開催された総務委員会におきまして各会派から様々なご意見ご要望をいただいたことなどから、この間、事務局といたしましては、教育委員会会議において中学校給食の是非も含めた中学校の昼食のありかたについて議論いただくために、どのように進めさせていただいたらよいかを検討してきたところでございまして、今後、委員の皆様にご議論いただくにあたりましては、事務局で基礎的な資料を準備し、議論の内容に応じて必要な資料を追加しながら進めていただければと考えております。さらに、事務局といたしましては、現在、生徒や保護者や中学校は、家庭からのお弁当についてどのような考えを持っているのか、また、食育や健康増進、保護者の経済状況、事業経費等も含めて、仮に中学校給食を実施した場合のメリットやデメリットなどについて、調査・研究する必要もあると考えております。調査・研究の手法につきましては、今後、様々な部署と連携し、調整しながら、検討してまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

【委員長】

それでは、これまでのことについて、御質問等がございますでしょうか。

【中本委員】

先日、スクールミーティングで、日吉中学校で、ランチサービスのランチをいただきました。非常においしかったです。温かいもので、おいしくいただきましたけど、周りでランチサービスを利用している子がほとんどいなかったんですね。僕は、中学校は東京で過ごしましたので、給食を食べて過ごしたものですから、並んでお弁当を食べているという姿は、とても新鮮で、手のかかったお弁当が並んでいるのを見てね、それはそれですごいなと思って見てたんですけど。でも実際、陳情の内容とかを聞きますと、お弁当を作るのには大変時間がかかったり、いろいろあるということなんですけど、このランチサービスは、給食の対応として、使われにくいものになっているのかなと感じました。それと、ランチサービスと給食というのはそもそもどういう違いがあるのだろう、というのを陳述なさっている方のお話を聞きながら思ったのですがいかがでしょうか。

【健康教育課担当課長】

今、中学校でやっているランチサービスですが、こちらは給食ということで位置付けておりませんので、このお弁当にかかる費用、これは全額保護者負担ということになっております。給食となりますと、学校給食法の中で、経費負担というのがきちんと示されておりますので、そうなった場合には、食材費の相当額、これが保護者負担という形になるか

と思いますので、そういう意味では、保護者の費用負担の違いというのが、今やっているランチサービスと給食の違いかと思います。食をどういう形でやるかによって、また色々と違いが出てくるかと思いますが、負担を公費でもつかもたないかというところの違い、というふうに解釈していただければと。

【中村委員】

今の中本委員と同じ部分になるんですけど、ランチサービスが普及しない理由等について、これまで随分いろいろと、こうじゃないか、ああじゃないかということで改善を重ねてきたわけですね。毎回私たちも現場に入った時に試食させていただきますが、おいしい、何で普及しないのかなというところがとても不思議でした。子どもたちにちょっと聞くと、子どもたちは積極的に頼むものではないというか、子どもたちは子どもたちの世界の中で、考え方があるのかなという気もしました。事務局としては、普通に考えて、学校給食、自校給食だと温かいから、そういうものが足りないんじゃないかとか、いろいろと御検討いただいたりしたんですけれども、現実、伸びていない現状というのは、去年から始まったランチサービスの温かいランチの試行後も変わってない状況ですか。

【健康教育課担当課長】

試行を始めたのはまだ最近ということで、今年はまだ7月半ば過ぎということなので、なかなか口コミで広がっていかないというのもあるかなと思いますけれども、やはり中学校はお弁当ということ、施策としてずっとやってきたということもありますので、先ほど説明したようにお弁当を持ってこられない子のための補完としてのランチサービスという位置づけということでやってきましたので、そういった面ではほとんどの方がお弁当を持ってきていただいているということで捉えてるんですね。ランチサービスを利用する方にとっていいような形では考えてはいるんですね。いわゆる注文発注方法とか、そういうのも随分改善してきましたし、メニューも改善しましたし、今回温かいのもやってきましたし、色んなことでは改善のために努力しておりますけれども、基本的には家庭からのお弁当ということ、ずっと教育委員会としてもやってきていると思っておりますので、そういったことで、今の現状ということになっています。

【中村委員】

私が子育てしていた頃って、このデリバリーが始まる前ぐらいの辺で、子どもが中学だったかなと思うんですけども、私なんかは給食あったらいいのになって、それこそ思ったほうなんです。でも、保護者の中でもですね、保護者会でもそういう話題が出ると、真っ向対立する意見がやっぱり出されるとか、非常に難しい状況があったっていうのは記憶しています。今お話を伺っていて、持ってくるということが基本だっていうことが、非常に教育的に、子どもたちにしっかりと浸透した結果として、そういうランチサービスを時々

は使ってみてもいいんだよ、っていう気持ちがある、なかなか生まれにくいのかなと思います。もし自分がこういうことをやってもらってる状況であったら、きっとすごく利用したと思いますけど、そういうことも含めて何か、子どもや親の意識の問題とか、もちろん経済的な問題もあろうかと思うんですけども、これだけやってきているのですから、選ばれないということ、そろそろ検討していくべき時期にきてるかなというのは感じています。あとですね、これが始まった頃ぐらいと同じぐらい、10年ぐらい前から特に、子どもの貧困ということが、ちょっとずつ社会に発信されるようになりました。親の世代の経済的格差、家庭の経済格差ということに繋がるかと思うんですけども、それは実は一番子どものところに、子どもの貧困という形できてるというのは、データを見ても明らかですよ。そうすると、検討していく時には、そういう社会状況の変化なども踏まえて、やはり社会的包摂という考え方ですとか、教育的観点というのをどこに持ってくるかっていう辺りは、慎重に議論していくべきマターじゃないかなというふうに思うんですね。そうはいっても、長年かけてやればいっていいものでもないもので、まあ、そういう時期にきてるかなって思います。

【教育長】

一つよろしいですか。先ほど、これの前に市議会の請願・陳情審査の状況について総務部長から御報告がありまして、その折にも総務委員会でどういった答弁を行ったかということの報告がありましたけれども、その場におきまして、これまで教育委員会会議においては、中学校の給食等について協議がなされていないけれども、是非それはしてほしいという話がありましたので、それについてはそのようにしていきます、ということで答弁をしているものです。従いまして、今、事務局のほうから説明がありましたけれども、今後教育委員会の会議において議論していただくにあたって、どういう準備をしたらいいのかということ、その総務委員会後に早速検討してもらっているところで、先ほど説明があったような状況になっているわけです。ですので、今後、委員の皆さんに議論していただくにあたって、必要な資料等を整えながら行ってまいりたいと、そういう準備をしておりますので、御理解いただければと思います。

【峪委員長】

そうですね。この問題は本当にさまざまですので、調査を深めながら考えていくということが、まずは大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【高橋委員】

今、陳情の方のお話も、委員の方たち、事務局の御説明も踏まえて、特に中村委員の御意見には非常に共感する部分があって、陳情の方の御意見も非常に理解できることがありました。今までの状況というのが今までとしてあるけれども、それを踏まえて、これから

是非、慎重に協議をしていていただきたいと思います。その時に大事にしていききたいな
ってというのは、多角的なところから見ると、いろいろな意見になるんだと思うんですけれ
ども、やっぱり子どもたちのためとか、子どもたちの未来のために、子どもの気持ちも
含めて、どういった選択肢がやっぱり一番いいのか、社会的背景も踏まえて議論を慎重に
進めていくべきかなと思います。先ほど中村委員から子どもの貧困という話も出ましたけ
れども、特に仕事柄、障がいの方たちの支援等もやりながらですね、そういったところを、
いろいろと勉強させていただいてる中では、やはり大事な時期の食とか環境ってというのは、
非常にその10年後、20年後にいろいろな形で影響を及ぼすなってというのが、現場を回っ
てる中で、非常に実感してますので、子どものために未来のためっていうところは、是非
柱をぶらさずに、慎重にメリット、デメリットなどのところも多角的に見て協議を進めて、
前向きな協議を進めていていただければと思います。

【峪委員長】

その他、いかがでしょうか。それでは、これまでの御意見を踏まえまして、この陳情の
取扱いを決定してまいりたいと思います。

中学校給食の実施の是非の議論につきましては、総務委員会において必要との意見があ
りました。また、本日委員からも同様の御意見をいただいておりますので、今後議論して
いく必要があると考えます。また、事務局からも教育委員会会議において議論していくた
めの検討を行っているということでもございました。その議論を行うにあたり、生徒・保護
者等の考えや中学校給食を実施した場合のメリット・デメリットなどについて調査・研究
する必要があると考えます。

しかし、その手法について、教育委員会の定例会や中学校給食検討委員会と限定するこ
とは、今後の議論の制約ともなりますので、この陳情をそのまま採択することは出来ませ
んけれども、陳情の項目にございます、教育委員会会議で議論を行うということや、保護
者等からの意見を聞き取ることについては賛同できますので、その趣旨を採択したいと考
えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、陳情第1号は趣旨採択といたします。今後、本日配付された資料も含め、気
になる点や詳しく知りたい事、あるいは課題等につきまして、委員の皆様から御意見をい
ただきながら、協議していくようにしてまいりたいと思います。

8 議事事項

議案第24号 川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、学事課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第24号につきまして、御説明申し上げます。お手元の議案第24号の資料でございますが、4ページを御覧ください。制定理由でございますが、「川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部改正に伴い所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、5ページを御覧ください。この規則は、川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の施行について定めるため制定されたものでございます。規則の題名及び第1条につきましては、6月に開催されました第2回市議会定例会におきまして入学選考料等徴収条例が改正されましたので、その改正にあわせて、引用される条例の題名を改めるものでございます。6ページを御覧ください。こちらは様式関係でございますが、様式につきましては、これまでも、他都市の学校に通う生徒からも申請があることや、免除の基準及び添付書類を要綱で定めていることなどから、今回の規則改正に伴って見直しを行いまして、学校名等の記入欄及び添付書類の欄を空白にするなどの整備をするものでございます。7ページ以降の様式につきましても同様に整備するものでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。恐れ入りますが、3ページにお戻りいただきまして、3ページ下段の附則のところでございますが、第1項は、条例と同じく、公布の日から施行すると施行期日を定めるものでございます。第2項は、経過措置ということで、改正した様式につきまして、必要な箇所を訂正すれば、当分の間は改正前の様式を使用することができる、と経過措置を定めるものでございます。説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

御質問等ございますか。ないものと認めまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

議案第25号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立高等学校

の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、総務部担当課長、指導課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第 25 号につきまして、御説明申し上げます。お手元の資料の 4 ページを御覧ください。制定理由でございますが、「川崎高等学校附属中学校を新設するため、この規則を制定するもの」でございます。先ほどと同じように、今年 6 月に開催されました第 2 回市議会定例会におきまして、川崎高等学校附属中学校の設置に係る議案について可決していただきましたので、管理運営に関する規則におきまして、附属中学校の管理運営について規定するものがございます。なお、小学校及び中学校の管理運営規則と高等学校の管理運営に関する規則を同じ理由で改正いたしますので、1 本の一部改正規則において、条立てて改正するものとなっております。1 ページにお戻りください。第 1 条では小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、以下中身を書いております。2 ページにまいりまして、中ほどでございますが、太ゴシックで書いてございますが、第 2 条、こちらが高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について、以下中身を規定しております。具体的に改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、5 ページを御覧ください。「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」でございます。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。この規則は、川崎市立小学校及び中学校の管理運営の基本的事項を定めておきまして、この度、第 7 章として附属中学校における特例等を新しく規定するものがございます。それぞれの条文でございますが、第 33 条は、附属中学校と川崎高等学校で一貫した教育を行うことについて、第 34 条は定員及び通学区域について、第 35 条は入学の許可について定めるものがございます。6 ページにまいりまして、第 36 条は入学者の募集及び決定について、第 37 条は転入学及び編入学について、第 38 条は転学及び退学について、第 39 条は教育課程を編成するにあたっての協議について定めるものがございます。また、第 7 章を追加したことに伴いまして、旧規則の第 7 章を新規則の第 8 章とするなど、章や条の繰下げによる整理を行っております。続きまして、7 ページを御覧ください。こちらは「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」でございます。こちらにつきましては、第 8 章として川崎高等学校における特例等を新しく規定するものがございます。それぞれの条文でございますが、第 33 条は一貫教育を行うことについて、第 34 条は教育課程編成上の協議について、8 ページにまいりまして、第 35 条は、川崎高等学校における附属中学校の生徒の入学者選抜について定めるものがございます。こちらの規則につきましても、章や条の繰下げによる整理を行っております。なお、それぞれの規則で引用しております学校教育法及び同法施行規則につきましては、9 ページに資料としてまとめてございますので、御参考にしていただきたいと思います。恐れ入りますが、

3 ページにお戻りください。一番下の附則でございますが、学校の設置に関する条例の施行期日に合わせまして、「この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【峪委員長】

御質問等ございますか。

【中村委員】

6 ページの 38 条の、附属中学校から転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を付し、云々というところがありますが、これは基本的には中学から高校に行かないで、中学から他の学校を受験するとか、そういうことが想定されるという意味で入ってるんですかね。

【総務部担当課長】

38 条につきましては、中学校在学中に関してということです。今、委員からの御質問は附属中学校から川崎高校への進学をせずに、他の学校を受験するということと受け止めましたが、この条に関しましては、中学 3 年間に在学している時に、転学又は退学しようとする場合です。

【中村委員】

義務教育内ということですね。

【総務部担当課長】

はい。

【中村委員】

わかりました。

【峪委員長】

よろしいですか。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

< 可決 >

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No.4 は承認された。

報告事項 No. 5 保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）について【諮問（個人）第140号】

報告事項 No. 6 保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）について【諮問（個人）第141号】

庶務課担当課長、指導課担当課長が一括して説明した。

報告事項 No.5 及び報告事項 No.6 は承認された。

報告事項 No. 7 保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）について【諮問（個人）第144号】

庶務課担当課長、指導課担当課長が説明した。

報告事項 No.7 は承認された。

報告事項 No. 8 公文書開示請求に係る全部開示処分に関する異議申立てについて（答申）について【諮問第249号】

庶務課担当課長、指導課担当課長が説明した。

報告事項 No.8 は承認された。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

本会議事項の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により署名する。

川崎市教育委員会

委員

委員